

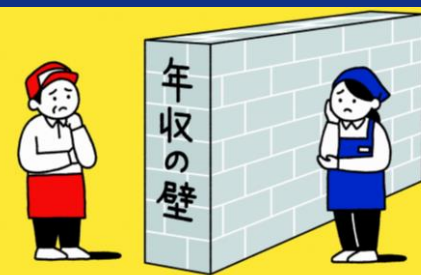
拡充

## 年収の壁対策

キャリアアップ助成金

労働者1人につき最大**75万円**助成します！

## 年収の壁対策の取り組みを行うことで、

労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、社会保険に加入することで、**処遇改善につながる！**事業主の皆さまにおいては、**人手不足の解消に！**

・政府広報オンライン「年収の壁・支援強化パッケージ」を加工して作成

## 「短時間労働者労働時間延長支援コース」を活用しませんか？

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

## 【1年目の取組】

| 要件         |       | 1人当たり助成額    |             |             |
|------------|-------|-------------|-------------|-------------|
| 週所定労働時間の延長 | 賃金の増額 | 小規模企業※      | 中小企業        | 大企業         |
| 5時間以上      | —     | <b>50万円</b> | <b>40万円</b> | <b>30万円</b> |
| 4時間以上5時間未満 | 5%以上  |             |             |             |
| 3時間以上4時間未満 | 10%以上 |             |             |             |
| 2時間以上3時間未満 | 15%以上 |             |             |             |

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

## 【2年目の取組】

| 要件             |                                  | 1人当たり助成額    |             |             |
|----------------|----------------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 週所定労働時間の延長     | 賃金の増額                            | 小規模企業※      | 中小企業        | 大企業         |
| 労働時間を更に2時間以上延長 | —                                | <b>25万円</b> | <b>20万円</b> | <b>15万円</b> |
| —              | 基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用 |             |             |             |

社会保険加入時点の取り組み内容（1年目）と2年目の取り組み実施後（2年目）で比較

## 注意点

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

## 手続き

- 助成金を受けるには、事前※に**キャリアアップ計画書**を都道府県労働局へ提出してください。

※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで（令和8年10月1日加入の場合、同年9月30日まで）

- 取り組みを6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください。

ただし、旧「社会保険適用時処遇改善コース」の計画届を提出している場合は、**本コースの計画届・変更届の提出は必要ありません。**

## 旧）社会保険適用時処遇改善コースからの切替申請ができます

社会保険適用時処遇改善コース（併用メニュー等）の取り組みを進めていても、**本コースの要件を充足**する場合、切り替えての申請が可能です。

令和7年7月1日

(旧コース) 併用メニュー等の取り組み

▲ 計画届

▲ 支給申請  
(本コース)

## 切替対象

社会保険適用時処遇改善コースの併用メニュー等を利用していたが、同時に新コースの要件を満たしている場合には、**本コースでの申請が可能！**

# 対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、新たに社会保険の被保険者の要件※<sup>1</sup>を満たす方はいますか。

はい

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

- ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
- ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

その労働者に対して、以下の①、②のいずれかの取組を行うことができますか。

- ① 社会保険加入日前1か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長※<sup>2</sup>し、新たに社会保険に加入させる。
- ② 社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長※<sup>2</sup>する。

はい

**短時間労働者労働時間延長支援コース  
が利用可能です。**

いいえ

**支給要件には該当しません**

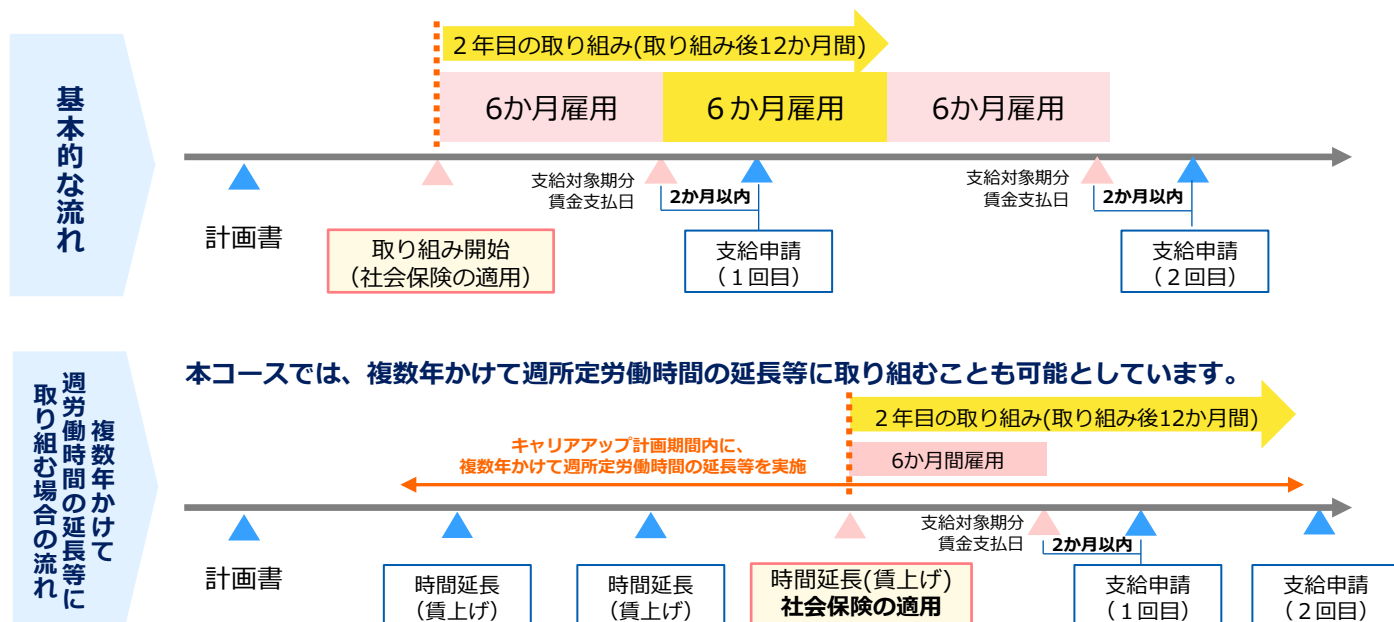
※1 社会保険の被保険者の要件は、以下のいずれかを満たす必要があります。

- ・ その事業所で働くフルタイム従業員の週の所定労働時間及び月の所定労働日数が3/4以上であること。
- ・ **従業員51人以上の企業等**は、週の所定労働時間が**20時間以上**かつ所定内賃金が**月額8.8万円以上**であること。（学生を除く）  
従業員50人以下の企業等は、労使合意により、短時間労働者の方が社会保険に加入する事業所になることが可能です。  
（注）従業員数は**厚生年金の適用対象者**（フルタイム従業員、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の3/4以上の者）の合計です。

※2 表面の支給要件をご覧ください。

## 申請手続き

- **コース実施の前日**までに、**キャリアアップ計画書**を作成し、管轄労働局へ提出してください。  
（旧「社会保険適用時処遇改善コース」の計画書を提出している場合は提出の必要はありません。）
- **支給申請**は、支給対象期分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請書を提出してください。



キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局またはハローワークまでお問合せください。

各都道府県の「働き方改革推進支援センター」や「年収の壁突破・総合相談窓口」でも助成金に関する相談を受け付けています。

最寄りのセンターの連絡先

働き方改革推進支援センター 無料相談窓口

検索

厚生労働省  
公式HP

年収の壁突破  
総合相談窓口



0120-030-045 (フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日8:30~18:15 (土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

